

## 情報要請『第3次アジェンダ協議』に対する意見

生命保険協会

2021年9月27日

—目次—

I 総括意見 .....	1
II 質問への回答 .....	2
質問 3.....	2
質問 4.....	3

## I 総括意見

1. 我々、生命保険協会(LIAJ)は、2021年3月に公表された情報要請「第3次アジェンダ協議」(以下、「本RFI」という)に対して、意見を述べる機会を頂いたことに大いなる感謝の意を表明したい。
2. 生命保険協会は、わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業を行っている全生命保険会社42社が加盟している。この意見が、収入保険料で世界の11%程度<sup>1</sup>の規模を占める日本の生命保険業界全体の意見であることを踏まえ、慎重に検討されることをお願いしたい。
3. 生命保険業界は、そのバランスシートの構成上、特に、保険契約や金融商品に関する会計基準の影響を受けることとなる。以下の質問に対しては、生命保険業界にとって特に重要と考えられる点を中心に回答している。

---

<sup>1</sup> スイス再保険会社 sigma No.3/2021

## II 質問への回答

### 質問 3

第 24 項から第 28 項は、当審議会の作業計画に追加される可能性のある財務報告上の論点の概要を示している。

(a) 付録 B に記載した潜在的プロジェクトのそれぞれについて、当審議会が 2022 年から 2026 年の作業計画に財務報告上の論点を追加するための対応能力(第 27 項から第 28 項参照)を考慮して、どのような優先順位(高・中・低)を与えるか。意見がない場合には、そう述べる。回答者の優先順位付けを説明する情報及びその優先順位付けが潜在的プロジェクトの全部を指すのか一部の側面のみを指すのかを示されたい。当審議会は、優先度が高い又は低いと回答者がランク付けしている潜在的プロジェクトについての説明に特に関心がある。

(b) 当審議会は、付録 B に記載していない何らかの財務報告上の論点を 2022 年から 2026 年の作業計画に追加すべきか。当審議会が 2022 年から 2026 年の作業計画に財務報告上の論点を追加するための対応能力(第 27 項から第 28 項参照)を考慮した上で、回答者が必要と考える論点をいくつでも提案することができる。当審議会がフィードバックを検討するのに役立つため、可能な場合には、次の点を説明されたい。

(i) その論点の性質

(ii) その論点が重要であるとする理由

4. 我々はその他の包括利益のプロジェクトについて強い関心を持っており、高い優先度をもって取り組むべきであるとする。本 RFI の B65 項に記載のとおり、改訂された「概念フレームワーク」のリサイクリングに関する原則と統合的な取扱いが各基準においてなされるべきである。
5. とりわけ、IFRS 第9号においては、OCI オプションを選択した資本性金融商品について、負債性金融商品に対する FVOCI 区分と異なり、リサイクリングが認められていない。OCI を通じて公正価値測定する資産の間のこの不整合を解消すべきであると我々は考えている。
6. IFRS 第9号については、上記のほか、見直すべき課題がいくつかある。したがって、現在進められている IFRS 第9号の PIR には十分なリソースをかけ、市場参加者からの意見をよく考慮し、基準の見直しを含めた検討をしていただきたい。
7. 見直すべき課題の1つは、生命保険事業のビジネスモデルが適切に考慮され、利用者にとって有益な情報を提供することである。生命保険事業は、長期にわたるリスクを引き受け、それを確実に履行するビジネスモデルであり、短期的な価格変動によって純損益がボラタイルになる場合、財務諸表利用者にとって目的適合性のある情報とはならない。
8. 生命保険事業の実態をより忠実に反映し、目的適合性のより高い情報を提供する観点では、OCI を通じて公正価値測定することを現在認められている資産の範囲は限定的に過ぎると考える。
9. 上記と同様の観点で、IAS 第 21 号における貨幣性項目について為替レートの変動をすべて純損益に計上する要求についても、取扱いの見直しをお願いしたい。

10. 特に、外貨建債券の測定と換算には、金利リスクと為替リスクという相互関連する要素が含まれており、両者の取扱いが統合的でないことから生じる弊害が大きい。これにより適切な分散投資が困難になり、生命保険会社の適切な資産・負債管理が阻害される懸念がある。
11. IFRS 第9号の適用は IFRS 第 17 号「保険契約」の適用まで延期することが認められているため、現在予定されている PIR では対象とされていないが、生命保険事業のビジネスモデルを適切に反映するという観点からは、IFRS 第 17 号と同時に適用した場合の IFRS 第9号の影響について、改めて適切な評価がなされることを期待したい。

<b>質問 4</b>
-------------

当審議会の活動及び作業計画についての他に何かコメントがあるか。付録 A は当審議会の現在の作業計画の要約を示している。
---

12. 我々は、PIR は非常に重要なプロセスであると認識しており、付録 A には明確な記載はないものの 2023 年に発効される IFRS 第 17 号もその対象であると理解している。
13. IFRS 第 17 号に関しては、市場参加者から寄せられた意見に迅速に対応いただき、比較情報に係る限定的な修正を審議いただいたが、今回のように基準最終化後も市場参加者の意見を受け、適切な基準となるよう継続的に見直しを行うことは大変重要である。
14. 将来行われる IFRS 第 17 号の PIR においても、重要な課題について迅速に解消を図る一方、中長期的な影響についても十分な分析がなされるよう、実施時期・方法について慎重な検討を行い、十分なリソースをかけ、保険事業のビジネスの実態が適切に反映されるよう検討をお願いしたい。

以 上